

令和 5 年 3 月 3 1 日

○条例

- 小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例
- 小田原市市税条例の一部を改正する条例

○規則

- 組織機構の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則
- 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第 2 条第 2 項の規則で定める職等を定める規則
- 小田原市個人情報保護に関する法律施行細則
- 小田原市民間提案審査委員会規則
- 小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会規則
- 小田原市病院事業管理者に対する事務の委任に関する規則
- 小田原市職員定数条例第 2 条第 2 項の規則で定める期間を定める規則
- 小田原市職員の降給の事由及び手続に関する条例附則第 3 項に規定する通知に関する規則
- 小田原市職員の給与に関する条例附則第 6 項、第 8 項又は第 9 項の規定による給料に関する規則
- 小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則
- 小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則
- 小田原市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則
- 小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 小田原市空家等対策協議会規則の一部を改正する規則
- 小田原市公印規則の一部を改正する規則
- 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 小田原市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市企業誘致推進条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市屋外広告物条例第7条第1項の規定による屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の方法等の基準を定める規則の一部を改正する規則

小田原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市技能者表彰審査委員会規則を廃止する規則

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 0 号

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例

小田原市議会委員会条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「文化部、福祉健康部、子ども青少年部、市立病院
及び教育委員会の所管に属する事項」 を

「文化部、福祉健康部、子ども若者部、市立病院及
び教育委員会の所管に属する事項」 に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 1 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

小田原市民間提案審査委員会	小田原市民間提案制度による事業の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	1 5 人以内
---------------	---	---------

別表市長の部小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会	小田原市スポーツ施設整備基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	1 0 人以内
-------------------------	---	---------

別表市長の部小田原市技能者表彰審査委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 4 4 年小田原市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定 検討委員会	委員長	10,800円
	副委員長	10,300円
	委員	10,000円以内

別表第3 小田原市技能者表彰審査委員会の項を削る。

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 2 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「4 2 万円」を「4 8 万 8, 0 0 0 円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）第 3 6 条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに 1 万 2, 0 0 0 円を加算するものとする。

第 1 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「2 8 万 5, 0 0 0 円」を「2 9 万円」に改め、同項第 3 号中「5 2 万円」を「5 3 万 5, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に給付理由の生じた出産育児一時金について適用し、同日前に給付理由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の第 1 9 条の 2 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 3 号

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

小田原市小児医療費助成条例（平成 2 9 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中「前条第 6 項第 1 号」を「前条第 5 項第 1 号」に改める。

第 4 条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 4 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「、第15条の8及び第64条」を「及び第15条の8」に改め、同項第3号中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項第4号中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項第5号中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項第6号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項第7号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第9号を削る。

附則第7項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第17項中「第31項」を「第30項」に改める。

附則第28項の前の見出し中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和5年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項中「のうち、自家用の乗用のもの」及び「、当該軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
10,800円	2,700円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

附則第29項を削る。

附則第30項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項を附則第29項とする。

附則第31項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該

ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項を附則第30項とし、附則中第32項を第31項とし、第33項を第32項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小田原市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第33項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

5 新条例附則第28項から第30項までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

7 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第33項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

組織機構の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 4 号

組織機構の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則

(小田原市事務分掌に関する規則の一部改正)

第1条 小田原市事務分掌に関する規則(昭和44年小田原市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中

「デジタルイノベーション課 情報システム係 デジタルまちづくり係」を

「デジタルイノベーション課 情報システム係 デジタルまちづくり係

ゼロカーボン・デジタルタウン推進課 ゼロカーボン・デジタルタウン推進 係」

「健康づくり課 保健医療係 感染症対策係 成人保健係 介護予防推進係

母子保健係」を

子ども青少年部」

「健康づくり課 保健医療係 感染症対策係 成人保健係 介護予防推進係

子ども若者部」に、

「子ども青少年支援課 子ども青少年相談係 つくしんぼ教室係」を

「子ども若者支援課 子ども若者相談係 子ども健康係 つくしんぼ教室係」に改める。

第3条企画部デジタルイノベーション課の事務分掌の次に次の課名及び事務分掌を加える。

ゼロカーボン・デジタルタウン推進課

(1) ゼロカーボン・デジタルタウンの総合的企画、調整及び推進に関すること。

第3条総務部契約検査課の事務分掌中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とする。

第3条公営事業部事業課の事務分掌(7)中「競輪臨時従業員」を「競輪事業従業員」に改める。

第3条防災部防災対策課の事務分掌中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(18)までを1ずつ繰り上げる。

第3条福祉健康部福祉政策課の事務分掌(16)中「ケアタウン構想」を「地域共生社会の推進」に改める。

第3条福祉健康部高齢介護課の事務分掌中(11)を削り、(12)を(11)とし、(13)から

(20)までを1ずつ繰り上げ、(21)を削る。

第3条福祉健康部障がい福祉課の事務分掌中(18)を削る。

第3条福祉健康部健康づくり課の事務分掌中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)から(13)までを1ずつ繰り上げ、(14)を削る。

第3条子ども青少年部の部名を「子ども若者部」に改める。

第3条子ども若者部子育て政策課の事務分掌中(12)を削り、(13)を(12)とする。

第3条子ども若者部子ども青少年支援課の課名を「子ども若者支援課」に改め、同課の事務分掌(2)を次のように改める。

(2) 子ども及び若者の相談に関すること。

第3条子ども若者部子ども若者支援課の事務分掌中(5)を削り、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 母子の健康の保持及び増進に関すること。

第3条子ども若者部保育課の事務分掌(11)中「就園奨励」を「内科・歯科検診の補助」に改める。

第3条都市部都市政策課の事務分掌(12)中「暮らし・にぎわい再生事業及び都市再生整備計画事業」を「都市再生整備計画」に改める。

(小田原市褒賞基金に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 小田原市褒賞基金に関する条例施行規則（昭和51年小田原市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子ども青少年部青少年課長」を「子ども若者部青少年課長」に改める。

(小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会規則の一部改正)

第3条 小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会規則（平成27年小田原市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「子ども青少年部」を「子ども若者部」に改める。

第9条中「子ども青少年部子育て政策課」を「子ども若者部子育て政策課」に改める。

(小田原市子ども・子育て会議規則の一部改正)

第4条 小田原市子ども・子育て会議規則（平成25年小田原市規則第16号）の一部

を次のように改正する。

第8条中「子ども青少年部子育て政策課」を「子ども若者部子育て政策課」に改める。

(小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会規則の一部改正)

第5条 小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会規則(令和3年小田原市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会教育部学校安全課」を「教育委員会教育部教育総務課」に改める。

(小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部改正)

第6条 小田原市副市長の事務の分担に関する規則(平成4年小田原市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「子ども青少年部」を「子ども若者部」に改める。

(小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成2年小田原市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「子ども青少年部子ども青少年支援課」を「子ども若者部子ども若者支援課」に改める。

(小田原市財務規則の一部改正)

第8条 小田原市財務規則(昭和39年小田原市規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1 デジタルイノベーション課の項の次に次のように加える。

ゼロカーボン・デジタルタウン推進課	ゼロカーボン・デジタルタウン推進係長
-------------------	--------------------

別表第1 子ども青少年支援課の項を次のように改める。

子ども若者支援課	子ども若者相談係長
----------	-----------

別表第2 学校安全課の項中「学校安全課」を「保健給食課」に改める。

(小田原市財産規則の一部改正)

第9条 小田原市財産規則(昭和40年小田原市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表デジタルイノベーション課の項の次に次のように加える。

ゼロカーボン・デジタルタウン推進課	ゼロカーボン・デジタルタウン推進係 長
-------------------	------------------------

別表子ども青少年支援課の項を次のように改める。

子ども若者支援課	子ども若者相談係長
----------	-----------

別表学校安全課の項中「学校安全課」を「保健給食課」に改める。

(小田原市学校給食費検討委員会規則の一部改正)

第10条 小田原市学校給食費検討委員会規則（令和2年小田原市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会教育部学校安全課」を「教育委員会教育部保健給食課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 5 号

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する
規則

(小田原市職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 小田原市職員の定年等に関する条例施行規則（昭和60年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定年退職等に係る人事発令通知書の交付)

第2条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事発令通知書を交付しなければならない。ただし、第1号又は第5号に該当する場合のうち、人事発令通知書によらないことを適当と認めるときは、人事発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事発令通知書の交付に代えることができる。

(1) 職員が定年退職をする場合

(2) 勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合

(3) 条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合

(4) 条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合

(5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

第2条の次に次の3条を加える。

(異動期間の延長に係る人事発令通知書の交付)

第3条 任命権者は、条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（これらの規定により延長された異動期間を含む。）を延長する場合には、職員に人事発令通知書を交付しなければならない。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第4条 条例第11条の規則で定める情報は、定年前再任用（同条の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定

年前提任を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前提任に係る人事発令通知書の交付)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事発令通知書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合のうち、人事発令通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事発令通知書の交付に代えることができる。

(1) 定年前提任を行う場合

(2) 任期の満了により定年前提任短時間勤務職員（条例第11条の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合

(小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前提任短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前提任短時間勤務職員等」に改める。

(小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第3条 小田原市職員の育児休業等に関する規則（平成4年小田原市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「第2条第5号ア(イ)」を「第2条第6号ア(イ)」に改める。

第3条第1号中「第2条第5号イ(ア)」を「第2条第6号イ(ア)」に改める。

第4条中「第2条第5号イ(ア)」を「第2条第6号イ(ア)」に、「第2条第5号ア(ア)」を「第2条第6号ア(ア)」に改める。

(小田原市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第4条 小田原市職員の退職管理に関する規則（平成28年小田原市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「小田原市職員の定年等に関する条例（昭和58年小田原市条例第18号）第11条」に改める。

(小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 小田原市職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年小田原市規則第20

号)の一部を次のように改正する。

第13条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第6条 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和47年小田原市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第7の2を次のように改める。

別表第7の2 (第35条関係)

職員昇給号給数表

区分	A	B	C	D	E
一般職員	6以上	5	4	2	0
管理職職員	6以上	5	3	2	0
55歳以上職員	4以上	3	2	1	0
60歳以上職員	2以上	1	0	0	0

備考

- 1 この表において「一般職員」とは、条例第5条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員以外の職員(一般職給料表(1)の6級以上の職員を除く。)をいう。
- 2 この表において「管理職職員」とは、条例第5条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員以外の職員(一般職給料表(1)の6級以上の職員に限る。)をいう。
- 3 この表において「55歳以上職員」とは、条例第5条第3項の規定の適用を受ける職員をいう。
- 4 この表において「60歳以上職員」とは、条例第5条第4項の規定の適用を受ける職員をいう。

(小田原市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第7条 小田原市職員の通勤手当に関する規則(昭和33年小田原市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(小田原市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第8条 小田原市職員の管理職手当に関する規則(昭和36年小田原市規則第20号)

の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(支給額)

第3条 職員に支給する管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員(小田原市職員の定年等に関する条例(昭和58年小田原市条例第18号)第11条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める職の区分に応じ、別表の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に、その者の1週間当たりの正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の通常1週間当たりの正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める職の区分に応じ、別表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に定める額に、その者の1週間当たりの正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の通常1週間当たりの正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附則に次の1項を加える。

(条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の支給額)

5 条例附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第9条 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年小田原市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第14条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則(平成9年小田原市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号イ中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条の次に次の7条を加える。

(募集実施要項の記載事項)

第7条の2 条例第8条の2第2項第11号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第8条の2第9項各号に掲げる職員が応募をすることはできない旨
- (2) 条例第8条の2第11項の規定により認定をしない旨の決定をする場合がある旨
- (3) 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、条例第8条の2第13項の規定による通知を行うこととなる旨(募集実施要項に退職すべき期間を記載した場合に限る。)
- (4) 条例第8条の2第5項の規定により募集の期間を延長する場合は、その旨
- (5) 条例第8条の2第14項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げの場合があるときは、その旨

(応募及び応募の取下げ)

第7条の3 条例第8条の2第9項の規定による応募は、様式第1号により行うものとする。

2 条例第8条の2第9項の規定による応募の取下げは、様式第1号の2により行うものとする。

(認定をし、又はしない旨の決定の通知)

第7条の4 条例第8条の2第12項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 条例第8条の2第11項の規定による認定（次号において「認定」という。）

をする旨の決定をしたとき 様式第1号の3

(2) 認定をしない旨の決定をしたとき 様式第1号の4

(退職すべき期日の通知)

第7条の5 条例第8条の2第13項の規定による通知は、様式第1号の5により行うものとする。

(退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに係る同意)

第7条の6 条例第8条の2第14項の規定による同意は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める同意書により行うものとする。

(1) 退職すべき期日を繰り上げるとき 様式第1号の6

(2) 退職すべき期日を繰り下げるとき 様式第1号の7

(新たに定めた退職すべき期日の通知)

第7条の7 条例第8条の2第15項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、様式第1号の8により行うものとする。

(募集及び認定の公表)

第7条の8 条例第8条の2第17項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市の広報紙に掲載する方法

(2) 小田原市掲示場の位置を定める規則（昭和56年小田原市規則第4号）に定める掲示場に掲示する方法

(3) 小田原市行政情報センターにおいて閲覧に供する方法

(4) インターネットを利用して閲覧に供する方法

第9条第1項中「様式第1号」を「様式第1号の9」に改める。

附則に次の1項を加える。

(条例附則第12項の規則で定める者)

3 条例附則第12項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 条例附則第12項の表の左欄に掲げる者であつて、当該者の他の職への異動に伴つて退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるもの

(2) 前号に掲げる者に類する者

様式第1号を様式第1号の9とし、同様式の前に次の8様式を加える。

様式第1号（第7条の3関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

年 月 日

（任命権者）様

所属・職名

氏 名

次のとおり早期退職希望者の募集に応募します。

1 応募をする早期退職者の募集について

(1) 募集の期間 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 退職すべき期日又は期間

2 応募申請者について

(1) 生年月日 年 月 日

(2) 年齢 歳

(3) 級号給 給料表の種類（ ） 級 号給

3 備考

様式第1号の2（第7条の3関係）

早期退職希望者の募集に係る取下げ申請書

年 月 日

（任命権者） 様

所属・職名

氏 名

次のとおり早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げをする早期退職者の募集について

(1) 募集の期間 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 退職すべき期日又は期間

2 取下げ申請者について

(1) 生年月日 年 月 日

(2) 年齢 歳

3 認定について

(1) 早期退職希望者の募集に係る認定通知書に記載された認定年月日

年 月 日

(2) 退職すべき期日又は期間

4 備考

様式第1号の3（第7条の4関係）

早期退職希望者の募集に係る認定通知書

番 号
年 月 日

様

任命権者 印

年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の応募について、認定の決定をしたので通知します。

1 退職すべき期日又は期間

2 備考

様式第1号の4（第7条の4関係）

早期退職希望者の募集に係る不認定通知書

番 号
年 月 日

様

任命権者 印

年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の応募について、認定をしない旨の決定をしたので通知します。

不認定の理由

様式第1号の5（第7条の5関係）

退職すべき期日の決定通知書

番 号
年 月 日

様

任命権者 印

あなたの退職すべき期日は、次のとおりです。

退職すべき期日 年 月 日

様式第1号の6（第7条の6関係）

退職すべき期日の繰上げ同意書

年 月 日

（任命権者） 様

所属・職名

氏 名

次の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

- 1 既に通知した退職すべき期日 年 月 日
- 2 認定年月日 年 月 日

様式第1号の7（第7条の6関係）

退職すべき期日の繰下げ同意書

年 月 日

（任命権者） 様

所属・職名

氏 名

次の退職すべき期日を繰り下げることにより同意します。

- 1 既に通知した退職すべき期日 年 月 日
- 2 認定年月日 年 月 日

様式第1号の8 (第7条の7関係)

退職すべき期日の変更通知書

年 月 日

様

任命権者

印

あなたの退職すべき期日を次のとおり変更するので、通知します。

1 退職すべき期日

変 更 前	年 月 日
変 更 後	年 月 日

2 変更同意日 年 月 日

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(小田原市職員の定年等に関する条例施行規則の適用に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の小田原市職員の定年等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第2条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年小田原市条例第30号。以下「令和4年整備条例」という。）附則第2条第1項の規定による勤務について準用する。

2 新規則第4条の規定は、令和4年整備条例附則第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項の規則で定める情報について準用する。

3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事発令通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、人事発令通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事発令通知書の交付に代えることができる。

(1) 暫定再任用（令和4年整備条例附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）を行う場合

(2) 暫定再任用職員（令和4年整備条例附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

(小田原市職員の退職管理に関する規則の適用に関する経過措置)

第3条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（令和4年整備条例第1条の規定による改正後の小田原市職員の定年等に関する条例（昭和58年小田原市条例第18号）第11条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、第4条の規定による改正後の小田原市職員の退職管理に関する規則第22条第2号の規定を適用する。

(小田原市職員の管理職手当に関する規則の適用に関する経過措置)

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員で短時間勤務の職（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正後の地

方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占めるものをいう。以下同じ。）を除く。）に対する第8条の規定による改正後の小田原市職員の管理職手当に関する規則（次項において「新規則」という。）第3条の規定の適用については、同条第1号中「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員」とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第3条の規定を適用する。

（小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の適用に関する経過措置）

第5条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第14条の規定を適用する。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条第2項の規則で定める職等を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 6 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条第2項の規則で定める職等を定める規則

(令和4年整備条例附則第2条第2項の規則で定める職等)

第1条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(以下「令和4年整備条例」という。)附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(令和4年整備条例第1条による改正後の小田原市職員の定年等に関する条例(昭和58年小田原市条例第18号。以下「新条例」という。)第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年整備条例第1条による改正前の小田原市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和4年整備条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(令和4年整備条例附則第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項の規則で定める情報)

第2条 令和4年整備条例附則第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項

の規則で定める情報は、暫定再任用(令和4年整備条例附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(令和4年整備条例附則第8条の規則で定める短時間勤務の職等)

第3条 令和4年整備条例附則第8条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新条例第11条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和4年整備条例附則第8条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 令和4年整備条例附則第8条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 7 号

小田原市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「政令」という。）第 2 8 条第 4 項の規則で定める方法その他個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第 2 条 政令第 2 8 条第 4 項の規則で定める方法は、郵便切手、現金書留、普通為替、定額小為替又は納付書で納付する方法とする。

2 写しの送付に要する費用は、前納とする。

(帳票等の様式)

第 3 条 法の施行上必要な帳票等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報ファイル簿（様式第 1 号）
- (2) 保有個人情報開示請求書（様式第 2 号）
- (3) 保有個人情報訂正請求書（様式第 3 号）
- (4) 保有個人情報利用停止請求書（様式第 4 号）

2 前項に定めるもののほか、必要な帳票等の様式は、別に定める。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(小田原市個人情報保護条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 小田原市個人情報保護条例施行規則（平成17年小田原市規則第5号）
- (2) 小田原市個人情報保護審査会規則（平成4年小田原市規則第3号）
- (3) 小田原市個人情報保護運営審議会規則（平成3年小田原市規則第34号）

様式第 1 号 (第 3 条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル 処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	
備考	

様式第3号（第3条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（行政機関の長等） 様

郵便番号

住 所

ふりがな
氏 名

電 話

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正を求める保有個人情報	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 ふりがな イ 本人の氏名

ウ 本人の住所又は居所

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

様式第4号（第3条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（行政機関の長等） 様

郵便番号

住 所

ふりがな
氏 名

電 話

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止を求め る保有個人情報	
利用停止請求の 趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 (<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 (提供の停止) (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 ふりがな イ 本人の氏名

ウ 本人の住所又は居所

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

小田原市民間提案審査委員会規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 8 号

小田原市民間提案審査委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市民間提案審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、小田原市民間提案制度による事業の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公民連携、行政運営等に関し専門的な知識を有する者
- (2) 市の職員
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 臨時委員は、委員会の審査事項に関係のある者のうちから必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、当該審査事項の審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

第8条 委員及び臨時委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の事務は、企画部未来創造・若者課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 9 号

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、小田原市スポーツ施設整備基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織の役員
- (3) 公益財団法人小田原市体育協会の役員
- (4) 公募市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、文化部スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市病院事業管理者に対する事務の委任に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 0 号

小田原市病院事業管理者に対する事務の委任に関する規則

市長は、小田原市病院事業の収入に係る地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 の規定に基づく指定納付受託者の指定に関する事務を病院事業管理者に委任する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員定数条例第2条第2項の規則で定める期間を定める規則をここに公布する。

令和5年3月31日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第11号

小田原市職員定数条例第2条第2項の規則で定める期間を定める規則

小田原市職員定数条例（昭和24年小田原市条例第100号）第2条第2項の規則で定める期間は、1年（消防職員の初任教育のための研修に係る派遣にあつては、6月）とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市職員の降給の事由及び手続に関する条例附則第3項に規定する通知に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第12号

小田原市職員の降給の事由及び手続に関する条例附則第3項に規定する通知
に関する規則

小田原市職員の降給の事由及び手続に関する条例（平成28年小田原市条例第3号）
附則第3項に規定する通知は、人事発令通知書を交付することにより行うものとする。
ただし、人事発令通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事発令通知書
に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事発令通知書の交付に代えることがで
きる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例附則第6項、第8項又は第9項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第13号

小田原市職員の給与に関する条例附則第6項、第8項又は第9項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号。以下「給与条例」という。）附則第6項、第8項又は第9項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 小田原市職員の定年等に関する条例（昭和58年小田原市条例第18号。以下「定年条例」という。）第4条第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第8条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第6項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第8条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第4項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和47年小田原市規則第7号）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第6に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 小田原市職員の降給の事由及び手続に関する条例（平成28年小田原市条

例第3号)第2条第3号に規定する降号をいう。

- (9) 上限額 給与条例第4条第1項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。))をしている職員にあっては、当該給料月額に小田原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年小田原市条例第10号)第16条の規定により読み替えられた小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和26年小田原市条例第177号)第2条第1項ただし書の規定により定められた当該職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。
- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第6項の規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第6項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げる職員
- ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
 - エ 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員
- (他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第8項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職

員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第4項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となった者にあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に

1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員 市長が定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長が定める日以後、市長が定める額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第8条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第4項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切

り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項、第3項及び第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第4項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となった者にあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給

料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)

異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員 市長が定める額

- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表

の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長が定める日以後、市長が定める額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第9項の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第4項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときは

これを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長が定める日以後、市長が定める額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

(4) 降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第4項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から

降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長が定める日以後、市長が定める額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日以後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。)又は降号をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第9項の規定による給料の支給)

第9条 特例任用期間降格等職員(第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から

法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第4項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前

々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長が定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、市長が定める額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。
 - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
 - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員（人事交流等職員に対する給与条例附則第9項の規定による給料の支給）

第10条 給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他市長が別に定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第4項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第4項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、市長が定める日以後、市長が定める額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他市長が別に定めるこれらに準ずる者であつた者となり引き続き人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となつた日以後に給料表異動等をした職員

(3) 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(4) 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 人事交流等職員となつた日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第11条 給与条例附則第6項、第8項又は第9項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第6項、第8項又は第9項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 4 号

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例(平成 2 4 年小田原市条例第 2 3 号)第 1 6 条の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定基準」という。)を定めるものとする。

(指定基準)

第 2 条 指定基準は、次条及び第 4 条に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号。次条において「省令」という。)に定める基準のとおりとする。

(指定基準の特則)

第 3 条 前条の場合においては、省令第 3 条の 4 0 第 2 項、第 1 7 条第 2 項、第 3 6 条第 2 項(省令第 3 7 条の 3 において準用する場合を含む。)、第 4 0 条の 1 5 第 2 項、第 6 0 条第 2 項、第 8 7 条第 2 項、第 1 0 7 条第 2 項、第 1 2 8 条第 2 項、第 1 5 6 条第 2 項(省令第 1 6 9 条において準用する場合を含む。))及び第 1 8 1 条第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間」と、省令第 8 3 条第 2 項(省令第 1 8 2 条において準用する場合を含む。)、第 1 0 5 条第 2 項、第 1 2 7 条第 2 項及び第 1 5 2 条第 2 項(省令第 1 6 9 条において準用する場合を含む。)中「おくよう努めなければ」とあるのは「おかなければ」とする。

(非常災害対策)

第 4 条 指定地域密着型通所介護事業者、共生型地域密着型通所介護事業者、指定療養通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事

業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（次項において「指定地域密着型通所介護事業者等」という。）は、地域において避難、防災等の訓練が実施されるときは、これに参加するよう努めなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者等は、非常災害時においては、利用者等の状況を把握し、地域との連携の下、その安全確保に努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（旧規則の廃止）

- 2 小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則（平成25年小田原市規則第1号）は、廃止する。

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 5 号

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（平成 2 4 年小田原市条例第 2 4 号）第 9 条の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定基準」という。）を定めるものとする。

(指定基準)

第 2 条 指定基準は、次条及び第 4 条に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号。以下「省令」という。）に定める基準のとおりとする。

(指定基準の特則)

第 3 条 前条の場合においては、省令第 4 0 条第 2 項、第 6 3 条第 2 項及び第 8 4 条第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間」と、省令第 5 9 条第 2 項及び第 8 2 条第 2 項中「おくよう努めなければ」とあるのは「おこななければ」とする。

(非常災害対策)

第 4 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（次項において「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等」という。）は、地域において避難、防災等の訓練が実施されるときは、これに参加するよう努めなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等は、非常災害時においては、利用者等の状況を把握し、地域との連携の下、その安全確保に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

- 2 小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則(平成25年小田原市規則第2号)は、廃止する。

小田原市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 6 号

小田原市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市情報公開条例施行規則（平成 1 5 年小田原市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条から第 1 3 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

様式第 1 号中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に改める。

様式第 2 号から様式第 6 号までの規定中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 7 号中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 8 号中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に、「の翌日から起算して 3 0 日」を「から 4 5 日」に、「3 0 日以内に公文書のすべて」を「4 5 日以内に公文書の全て」に改める。

様式第 9 号及び様式第 1 0 号中「第 6 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

様式第 1 1 号中「第 1 0 条関係」を「第 9 条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 7 号

小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の職の設置等に関する規則（昭和 4 2 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (1) の表技監の項の次に次のように加える。

統括監	事務職員又は技術職員
統括技監	技術職員

別表第 3 担当部長の項の次に次のように加える。

統括監及び統括技監	<ol style="list-style-type: none">1 上司の特定職務を補佐すること。2 上司の指示する特定事項の推進及び調整に関すること。3 上司の指示する特定事項の調査及び研究に関すること。
-----------	---

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市空家等対策協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 8 号

小田原市空家等対策協議会規則の一部を改正する規則

小田原市空家等対策協議会規則（平成 2 8 年小田原市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（小委員会）

第 6 条 協議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員の互選により定める。
- 4 委員長は、小委員会の事務を掌理し、小委員会における調査審議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、小委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、小委員会の会議について準用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 9 号

小田原市公印規則の一部を改正する規則

小田原市公印規則（昭和 2 9 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、公印の押印に係る手続は、これらの規定に準じて文書管理システム（文書の管理に係る事務の処理を行う電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 0 号

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和47年小田原市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第7の1の表中	26	を	25	に、	38	を	37	に改める。
	26		26		39		38	
	27		26		40		38	
	27		26		41		39	
	28		27		41		39	
	28		27		42		40	
	29		27		42		40	
	29		28		43		41	
	30		28		43		42	
	30		28		44		43	
	31		29					
	31		29					
	32		30					
	32		30					
	33		31					
	33		31					
	34		32					
	34		32					
	35		33					
	35		33					
	36		34					
	36		34					
	37		35					
	37		35					
	38		36					
	38		36					
	39		37					
	39		37					
	40		38					
	40		38					
41	39							
41	39							
42	40							
42	40							
43	41							
43	41							
44	42							
44	42							
45	43							
45	43							
46	44							
46	44							
47	45							
47	45							
48	46							
48	46							
49	47							
49	47							

別表第7の2の表中

49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60

を

48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59

に、

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46
46
47

に、

58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
64

を

57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
63

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 1 号

小田原市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の管理職手当に関する規則（昭和 3 6 年小田原市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 8 級の項中「事務局長 消防長」を「事務局長 消防長 統括監 統括技監」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 2 号

小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成 9 年小田原市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表第 1 号区分の項第 1 号中「担当部長」の次に「、統括監、統括技監」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 3 号

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条第 3 項中「納入義務者は、口座振替の方法による納付をしようとするときは、前項に規定する」を「前項の規定による口座振替等の方法による納付のための手続については、」に改め、「納付金口座振替納入通知書等送付依頼書兼変更・廃止届（納付金自動払込受付通知書兼廃止届）」の次に「の提出」を、「納税通知書等送付依頼書」の次に「の提出又は市長が別に定める方法」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 4 号

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 4 年小田原市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（普通徴収に係る保険料の納付方法）

第 1 2 条の 2 普通徴収に係る保険料の納付は、小田原市財務規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 4 0 号）第 4 3 条第 1 項に規定する口座振替等の方法によるものとする。ただし、これにより難い場合にあつては、納付書等による方法その他の方法によることができる。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

小田原市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 5 号

小田原市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市小児医療費助成条例施行規則（平成 2 9 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 6 条までを削る。

第 7 条第 2 項第 1 号中「第 2 条第 6 項第 1 号」を「第 2 条第 5 項第 1 号」に改め、同項第 3 号中「条例第 4 条第 2 項に規定する」を削り、同条を第 4 条とする。

第 8 条第 1 項第 1 号中「（次号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同条を第 5 条とする。

第 9 条第 2 項中「前条第 1 項第 3 号及び第 4 号」を「前条第 1 項第 2 号及び第 3 号」に改め、同条を第 6 条とし、第 1 0 条を第 7 条とし、第 1 1 条から第 1 4 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「第 7 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 4 号中「第 9 条、第 1 3 条関係」を「第 6 条、第 1 0 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 1 0 条関係」を「第 7 条関係」に改める。

様式第 6 号中「第 1 1 条関係」を「第 8 条関係」に改める。

様式第 7 号中「第 1 2 条関係」を「第 9 条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正）

2 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 8 年小田原市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第6条第3号中「第9条第1項」を「第6条第1項」に改める。

小田原市企業誘致推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 6 号

小田原市企業誘致推進条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市企業誘致推進条例施行規則（平成 2 7 年小田原市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 3 号に後段として次のように加える。

この場合において、当該取消しにより減額されることとなる当該企業等に交付する立地奨励金及び本社立地加算金の総額は、条例第 4 条第 2 項の規定による決定に付する条件によるものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市屋外広告物条例第7条第1項の規定による屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の方法等の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第27号

小田原市屋外広告物条例第7条第1項の規定による屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の方法等の基準を定める規則の一部を改正する規則

小田原市屋外広告物条例第7条第1項の規定による屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の方法等の基準を定める規則（平成22年小田原市規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第16条」に、「第16条～第18条」を「第17条～第19条」に改める。

第2条第4項中「国道1号本町・南町地区」の次に「、「かまぼこ通り周辺地区」」を、「、「国道1号本町・南町地区」の次に「、「かまぼこ通り周辺地区」を加える。

第4条第1号アただし書を削る。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第3章中第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（かまぼこ通り周辺地区における広告物の表示の方法等の基準）

第14条 かまぼこ通り周辺地区における表示又は設置の基準は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 壁面利用広告物等 次に掲げる基準

ア 1の壁面当たりの表示面積の合計は、20平方メートル以下であること。

イ 掲出する壁面は、1の建築物につき4面以下であること。

ウ 上端の地盤面からの高さは、自家用広告物等にあつては10メートル以下、その他の広告物にあつては5メートル以下であること。ただし、施設名称等を箱文字、切文字その他これらに類するもので表示する広告物（自家用広告物等に限る。）にあつては、この限りでない。

エ 掲出する壁面からはみ出さないものであること（第3号に掲げる基準を満たすものを除く。）。

オ 懸垂装置のある広告幕にあつては、ア、イ及びエに掲げる基準のほか、次に掲げる基準を満たすものであること。

(ア) 上端の高さは、掲出する壁面の上端を超えないものであること。

(イ) 1の広告幕の幅は、2メートル以下であること。

(ウ) 1の壁面当たりの広告幕の幅の合計は、当該壁面の幅の2分の1以下である

こと。

(2) 壁面突出広告物等 次に掲げる基準

- ア 1の建築物当たりの表示面積の合計は、18平方メートル以下であること。
- イ 上端の地盤面からの高さは、10メートル以下（掲出する壁面の上端を超えない範囲内に限る。）であること。
- ウ 建築物から1.2メートルを超えて突出しないものであること。
- エ 広告物を設置する壁面の正面から表示内容を識別することができる部分にあっては、アからウまで及びオに掲げる基準のほか、前号に掲げる基準を満たすものであること。
- オ 道路上に突出する部分にあっては、アからエまでに掲げる基準のほか、次に掲げる基準を満たすものであること。
 - (ア) 路端から1メートルを超えて突出しないものであること。
 - (イ) 下端の地盤面からの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。

(3) 屋上広告物等 次に掲げる基準

- ア 商業地域以外の地域には、表示し、又は設置することができない。
- イ 1の建築物当たりの表示面積（広告塔の2以上の面に表示する場合にあっては、その最大鉛直投影面積）の合計は、50平方メートル以下であること。
- ウ 高さは、建築物の高さの3分の1以下かつ建築物の上端から3メートル以下であること。
- エ 縦の長さを横の長さで除して得た数値が1以下となるものであること。
- オ 建築物から横にはみ出さないものであること。
- カ 屋上の物見塔、装飾塔その他これらに類するものには表示し、又は設置することができない。
- キ 写真又は絵画等は、表示することができない。

(4) 工作物利用広告物等 次に掲げる基準

- ア 1の工作物当たりの表示面積の合計は、20平方メートル以下であること。
- イ 上端の地盤面からの高さは、5メートル以下であること。
- ウ 掲出する工作物からはみ出さないものであること。

(5) 独立広告塔若しくは独立広告板又はこれらに係る掲出物件 次に掲げる基準

ア 1の独立広告塔又は独立広告板の表示面積は、20平方メートル以下であること。

イ 高さは、5メートル以下であること。

ウ 独立広告塔又は独立広告板に係る掲出物件の色彩は、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度であること。

(ア) 使用する色の色相が0.1YRから10YRまで又は0.1Yから5Yまでの場合 4以下

(イ) 使用する色の色相が0.1Rから10Rまで、5.1Yから10Yまで、0.1GYから10GYまで、0.1Gから10Gまで、0.1BGから10BGまで、0.1Bから10Bまで、0.1PBから10PBまで、0.1Pから10Pまで又は0.1RPから10RPまでの場合 1以下

エ 道路上に突出する部分にあつては、アからウまでに掲げる基準のほか、次に掲げる基準を満たすものであること。

(ア) 路端から1メートルを超えて突出しないものであること。

(イ) 下端の地盤面からの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。

(6) 前各号に掲げる広告物又は掲出物件 次に掲げる基準

ア ネオン照明（文字の部分に使用するネオン照明を除く。）、点滅照明又は動光を伴わないものであること。

イ 1の広告物（懸垂装置のある広告幕を除く。）の地の色彩は、表示面積の3分の1以内の部分の色並びに和風の意匠によるのれん及び日よけ幕に使用される色（うち1色に限る。）を除き、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度であること。この場合において、写真又は絵画等の部分の色彩は、基準に適合しないものとみなす。

(ア) 使用する色の色相が0.1Rから10Rまでの場合 5以下

(イ) 使用する色の色相が0.1YRから10YRまで又は0.1Yから5Yまでの場合 6以下

(ウ) 使用する色の色相が5.1Yから10Yまで、0.1GYから10GYまで、0.1Gから10Gまで、0.1PBから10PBまで、0.1Pから10Pまで又は0.1RPから10RPまでの場合 4以下

(エ) 使用する色の色相が0.1BGから10BGまで又は0.1Bから10Bまでの場合 3以下

ウ 懸垂装置のある広告幕の地の色彩は、表示面積の3分の1以内の部分の色を除き、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度であること。この場合において、写真又は絵画等の部分の色彩は、基準に適合しないものとみなす。

(ア) 使用する色の色相が0.1Rから10Rまで又は0.1RPから10RPまでの場合 4以下

(イ) 使用する色の色相が0.1YRから10YRまで又は0.1Yから5Yまでの場合 6以下

(ウ) 使用する色の色相が5.1Yから10Yまで、0.1GYから10GYまで、0.1Gから10Gまで、0.1BGから10BGまで、0.1Bから10Bまで、0.1PBから10PBまで又は0.1Pから10Pまでの場合 2以下

(7) 広告旗 次に掲げる基準

ア 1の広告旗の表示面積は、2平方メートル以下であること。

イ 1の敷地当たりの表示面積の合計は、5平方メートルに当該敷地が接する道路の数を乗じて得た面積以下であること。

ウ 上端の地盤面からの高さは、3メートル以下であること。

(8) 立看板等 次に掲げる基準

ア 1の立看板等の表示面積は、2平方メートル以下であること。

イ 1の敷地当たりの表示面積の合計は、5平方メートルに当該敷地が接する道路の数を乗じて得た面積以下であること。

ウ 上端の地盤面からの高さは、3メートル以下であること。

(9) 電柱又は街灯柱に表示する広告物又は設置する掲出物件 次に掲げる基準

ア 巻付け看板又は添か看板であること。

イ 巻付け看板及び添か看板は、1の電柱又は街灯柱につきそれぞれ1枚であること。

ウ 信号機が設置されている電柱には、表示し、又は設置することができない。

エ 巻付け看板の上端の地盤面からの高さは、1.2メートル以上3メートル以下であること。

オ 添か看板は、縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下であること。

カ 添か看板は、電柱又は街灯柱から0.6メートルを超えて突出しないものであること。

キ 添か看板の下端の地盤面からの高さは、歩道上に突出する場合にあっては2.5メートル以上、車道上に突出する場合にあっては4.5メートル以上であること。

ク 広告物の地の色彩は、次の基準を満たすものであること。

(ア) 色相は、0.1YRから10YRまで又は0.1Yから5Yまでであること。

(イ) 明度4以下かつ彩度6以下又は明度8以上かつ彩度2以下であること。

ケ 広告物の文字の色彩は、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める明度及び彩度であること。

(ア) 使用する色の色相が0.1Rから10Rまでの場合 明度4以下かつ彩度5以下

(イ) 使用する色の色相が0.1YRから10YRまで又は0.1Yから5Yまでの場合 明度4以下かつ彩度6以下又は明度8以上かつ彩度2以下

(ウ) 使用する色の色相が5.1Yから10Yまで、0.1GYから10GYまで、0.1Gから10Gまで、0.1PBから10PBまで、0.1Pから10Pまで又は0.1RPから10RPまでの場合 明度4以下かつ彩度4以下

(エ) 使用する色の色相が0.1BGから10BGまで又は0.1Bから10Bまでの場合 明度4以下かつ彩度3以下

(10) 標識柱に表示する広告物又は設置する掲出物件 次に掲げる基準

ア 縦0.4メートル以下かつ横0.8メートル以下であること。

イ 1の標識柱につき1枚であること。

ウ 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用しないものであること。

エ 1の広告物の地の色彩は、表示面積の3分の1以内の部分の色を除き、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度であること。この場合において、写真又は絵画等の部分の色彩は、基準に適合しないものとみなす。

(ア) 使用する色の色相が0.1Rから10Rまでの場合 5以下

(イ) 使用する色の色相が0.1YRから10YRまで又は0.1Yから5Yまでの場合 6以下

(ウ) 使用する色の色相が5. 1 Yから1 0 Yまで、0. 1 G Yから1 0 G Yまで、0. 1 Gから1 0 Gまで、0. 1 P Bから1 0 P Bまで、0. 1 Pから1 0 Pまで又は0. 1 R Pから1 0 R Pまでの場合 4以下

(エ) 使用する色の色相が0. 1 B Gから1 0 B Gまで又は0. 1 Bから1 0 Bまでの場合 3以下

(11) はり紙又ははり札等 次に掲げる基準

ア 1のはり紙又ははり札等の表示面積は、2平方メートル以下であること。

イ 同一のものを並べて表示することはできない。

ウ 容易に取り外すことができる状態で取り付けられるものであること。

エ 1の広告物の地の色彩は、表示面積の3分の1以内の部分の色を除き、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度であること。この場合において、写真又は絵画等の部分の色彩は、基準に適合しないものとみなす。

(ア) 使用する色の色相が0. 1 Rから1 0 Rまでの場合 5以下

(イ) 使用する色の色相が0. 1 Y Rから1 0 Y Rまで又は0. 1 Yから5 Yまでの場合 6以下

(ウ) 使用する色の色相が5. 1 Yから1 0 Yまで、0. 1 G Yから1 0 G Yまで、0. 1 Gから1 0 Gまで、0. 1 P Bから1 0 P Bまで、0. 1 Pから1 0 Pまで又は0. 1 R Pから1 0 R Pまでの場合 4以下

(エ) 使用する色の色相が0. 1 B Gから1 0 B Gまで又は0. 1 Bから1 0 Bまでの場合 3以下

(12) バス停留所の上屋に表示する広告物又は設置する掲出物件 次に掲げる基準

ア 1の広告物又は掲出物件の表示面積は、2平方メートル以下であること。

イ ネオン照明、点滅照明又は動光を伴わないものであること。

ウ 1の広告物の地の色彩は、表示面積の3分の1以内の部分の色を除き、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度であること。この場合において、写真又は絵画等の部分の色彩は、基準に適合しないものとみなす。

(ア) 使用する色の色相が0. 1 Rから1 0 Rまでの場合 5以下

(イ) 使用する色の色相が0. 1 Y Rから1 0 Y Rまで又は0. 1 Yから5 Yまでの場合 6以下

(ウ) 使用する色の色相が5. 1 Yから1 0 Yまで、0. 1 G Yから1 0 G Yまで、

0. 1 Gから1 0 Gまで、0. 1 P Bから1 0 P Bまで、0. 1 Pから1 0 P
まで又は0. 1 R Pから1 0 R Pまでの場合 4以下

(エ) 使用する色の色相が0. 1 B Gから1 0 B Gまで又は0. 1 Bから1 0 Bま
での場合 3以下

(13) アーケードに表示する広告物又は設置する掲出物件 次に掲げる基準

ア 下端の地盤面からの高さは、2. 5メートル以上であること。

イ 1の広告物又は掲出物件の表示面積は、0. 5平方メートル以下であること。

ウ 1の広告物の地の色彩は、表示面積の3分の1以内の部分の色を除き、次に掲
げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度であること。この場合において、
写真又は絵画等の部分の色彩は、基準に適合しないものとみなす。

(ア) 使用する色の色相が0. 1 Rから1 0 Rまでの場合 5以下

(イ) 使用する色の色相が0. 1 Y Rから1 0 Y Rまで又は0. 1 Yから5 Yまで
の場合 6以下

(ウ) 使用する色の色相が5. 1 Yから1 0 Yまで、0. 1 G Yから1 0 G Yまで、
0. 1 Gから1 0 Gまで、0. 1 P Bから1 0 P Bまで、0. 1 Pから1 0 P
まで又は0. 1 R Pから1 0 R Pまでの場合 4以下

(エ) 使用する色の色相が0. 1 B Gから1 0 B Gまで又は0. 1 Bから1 0 Bま
での場合 3以下

(14) アーチ 表示し、又は設置することができない。

(15) アドバルーン 表示し、又は設置することができない。

2 前項第6号イ及びウ、第10号エ、第11号エ、第12号ウ並びに第13号ウの規
定は、自家用広告物等であってその表示面積が2平方メートル以下かつその上端の地
盤面からの高さが5メートル以下のものについては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正後の第2条第4項に規定するかまぼこ通り周辺地区内にお
いて現に適法に表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件で、改正後の第
14条に規定する基準に適合しないものに係る広告物の表示及び掲出物件の設置の方

法等の基準については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の区分に応じ、施行日から当該各号に定める日までの間は、なお従前の例による。

- (1) 条例第9条第1項の許可を受ける必要のある広告物又は掲出物件 当該許可の有効期間の満了の日から3年を経過する日又は令和10年6月30日のいずれか遅い日
- (2) 前号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 令和10年6月30日

小田原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 8 号

小田原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市体育施設条例施行規則（昭和39年小田原市規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第1号小田原球場及び上府中スポーツ広場用中「（小田原球場及び上府中スポーツ広場用）」を「（小田原球場、上府中スポーツ広場及び上府中バスケットコート用）」に、

「申請者 団体名」を「申請者 住所」に、
「申込責任者 住所」を「団体名」に、

「使用施設 小田原球場 上府中スポーツ広場」を

「使用施設 小田原球場 上府中スポーツ広場 上府中バスケットコート」に、

	円			円	
<input type="checkbox"/> グラウンド・広場	× =	円	<input type="checkbox"/> 本部室	× =	円
<input type="checkbox"/> スコアボード	× =	円	<input type="checkbox"/> 会議室	× =	円
<input type="checkbox"/> 放送器具	× =	円	<input type="checkbox"/> 役員室	× =	円
<input type="checkbox"/> 照明利用券	× =	円	<input type="checkbox"/> 使用加算額	× =	円
			利用料金合計		円

を

	円			円	
<input type="checkbox"/> グラウンド・広場・コート	× =	円	<input type="checkbox"/> 本部室	× =	円
<input type="checkbox"/> スコアボード	× =	円	<input type="checkbox"/> 会議室	× =	円
<input type="checkbox"/> 放送器具	× =	円	<input type="checkbox"/> 役員室	× =	円
<input type="checkbox"/> 照明利用券	× =	円	<input type="checkbox"/> 使用加算額	× =	円
			利用料金合計		円

に改

める。

様式第2号小田原球場及び上府中スポーツ広場用中「（小田原球場及び上府中スポーツ広場用）」を「（小田原球場、上府中スポーツ広場及び上府中バスケットコート用）」に、

「使用施設 小田原球場 上府中スポーツ広場」を

「使用施設 小田原球場 上府中スポーツ広場 上府中バスケットコート」に、

「
円
円

<input type="checkbox"/> グラウンド・広場	×	=	円	<input type="checkbox"/> 本 部 室	×	=	円
<input type="checkbox"/> スコアボード	×	=	円	<input type="checkbox"/> 会 議 室	×	=	円
<input type="checkbox"/> 放 送 器 具	×	=	円	<input type="checkbox"/> 役 員 室	×	=	円
<input type="checkbox"/> 照明利用券	×	=	円	<input type="checkbox"/> 使用加算額	×	=	円
利用料金合計							円

を

	円		円				
<input type="checkbox"/> グラウンド・広場・コート	×	=	円	<input type="checkbox"/> 本 部 室	×	=	円
<input type="checkbox"/> スコアボード	×	=	円	<input type="checkbox"/> 会 議 室	×	=	円
<input type="checkbox"/> 放 送 器 具	×	=	円	<input type="checkbox"/> 役 員 室	×	=	円
<input type="checkbox"/> 照明利用券	×	=	円	<input type="checkbox"/> 使用加算額	×	=	円
利用料金合計							円

に改

める。

様式第3号小田原球場及び上府中スポーツ広場用及び様式第4号小田原球場及び上府中スポーツ広場用中「（小田原球場及び上府中スポーツ広場用）」を「（小田原球場、上府中スポーツ広場及び上府中バスケットコート用）」に、

使用施設	<input type="checkbox"/> 小田原球場	<input type="checkbox"/> 上府中スポーツ広場
------	--------------------------------	------------------------------------

を

使用施設	<input type="checkbox"/> 小田原球場	<input type="checkbox"/> 上府中スポーツ広場	<input type="checkbox"/> 上府中バスケットコート
------	--------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------

に、

使用目的	<input type="checkbox"/> 硬式野球	<input type="checkbox"/> 軟式野球	<input type="checkbox"/> ソフトボール	<input type="checkbox"/>
------	-------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	--------------------------

を

使用目的	<input type="checkbox"/> 野球	<input type="checkbox"/> ソフトボール	<input type="checkbox"/> バスケットボール	<input type="checkbox"/>
------	-----------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	--------------------------

に、

	円		円				
<input type="checkbox"/> グラウンド・広場	×	=	円	<input type="checkbox"/> 本 部 室	×	=	円
<input type="checkbox"/> スコアボード	×	=	円	<input type="checkbox"/> 会 議 室	×	=	円
<input type="checkbox"/> 放 送 器 具	×	=	円	<input type="checkbox"/> 役 員 室	×	=	円
<input type="checkbox"/> 照明利用券	×	=	円	<input type="checkbox"/> 使用加算額	×	=	円

を

	円		円				
<input type="checkbox"/> グラウンド・広場・コート	×	=	円	<input type="checkbox"/> 本 部 室	×	=	円
<input type="checkbox"/> スコアボード	×	=	円	<input type="checkbox"/> 会 議 室	×	=	円
<input type="checkbox"/> 放 送 器 具	×	=	円	<input type="checkbox"/> 役 員 室	×	=	円

に改める。

□照明利用券 × = 円 □使用加算額 × = 円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市技能者表彰審査委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 9 号

小田原市技能者表彰審査委員会規則を廃止する規則

小田原市技能者表彰審査委員会規則（平成 2 5 年小田原市規則第 1 7 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。